

# 令和8年4月からの主な取扱変更について



国土を**整え**、全力で**備える**  
国土交通省  
中国地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## 建設業許可

①確認書類のうち、現住所が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、賃貸借契約書、公共料金の領収証の写し等）の提出を求めていたが、**提出不要とする**

※常勤性についての考え方については変更ありません

※住所と営業所の距離が離れている場合は、常勤性について聞き取り等の確認や関連資料を求める場合があります。

②確認書類のうち、健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書については、被保険者整理番号、標準報酬月額及び種別を**マスキングすること**

③確認書類のうち、住民税特別徴収税額通知書については、受給者番号、特別徴収税額、月割額を**マスキングすること**

④有資格者に関して、以下の資格を追加

- ・登録計装基幹技能者 ・登録土質改良基幹技能者 ・登録都市トンネル基幹技能者
- ・登録潜函基幹技能者 ・登録道路等法面保護基幹技能者 ・登録斜面防災基幹技能者
- ・登録石材施工基幹技能者

★注意★（変更事項ではない）

・更新の申請期限は許可の有効期間が満了する日の**30日前まで**（受付開始は3ヶ月前を目安とする）

・「般・特新規＋更新」「業種追加＋更新」「般・特新規＋業種追加＋更新」の申請期限は原則として、許可の有効期間が満了する**6ヶ月前まで**（受付開始は8ヶ月前を目安とする）